

大分県報

令和二年
第一〇六号
五月十五日

（金曜日）

目次

告示

付保義務の発生……………

選挙管理委員会告示

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………

正誤

令和二年三月三十一日付け大分県報号外（三〇）に登載の大分県規則中の訂正……………
令和二年三月三十一日付け大分県報号外（三二）に登載の大分県規則中の訂正……………
令和二年三月三十一日付け大分県報号外（三九）に登載の大分県規則中の訂正……………
令和二年三月三十一日付け大分県報号外（四二）に登載の大分県規則中の訂正……………
令和二年四月一日付け大分県報号外（四三）に登載の大分県規則中の訂正……………
令和二年四月一日付け大分県報号外（四四）に登載の大分県規則中の訂正……………
令和二年四月一日付け大分県報号外（四八）に登載の大分県規則中の訂正……………

告示

大分県告示第三百二二号

豊後高田市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和二年五月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第九号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

一 指定病院中

「宇佐高田医師会病院」を「大字南宇佐六三五」に改める。
「宇佐高田医師会病院」を「大字南宇佐七六六」に改める。
「宇佐高田医師会病院」を「大字南宇佐六三五」に改める。

正誤

令和二年三月三十一日付け大分県報号外（三〇）に登載の大分県規則中の訂正

ページ	段	行	誤	正
一	上	左から十	大分県規則第五十三号	大分県規則第二十七号
一	下	右から十六	大分県規則第五十四号	大分県規則第二十八号
二	上	右から五	大分県規則第五十五号	大分県規則第二十九号
二	上	左から十三	大分県規則第五十六号	大分県規則第三十号
三	上	右から十二	大分県規則第五十七号	大分県規則第三十一号

令和二年三月三十一日付け大分県報号外（三二）に登載の大分県規則中の訂正

ページ	段	行	誤	正
一	上	左から十二	大分県規則第五十八号	大分県規則第三十二号
一	上	左から一	大分県規則第五十九号	大分県規則第三十三号
一	下	右から十五	大分県規則第六十号	大分県規則第三十四号

令和二年三月三十一日付け大分県報号外（三九）に登載の大分県規則中の訂正		ページ	段	行	誤	正
二	下	左から十		大分県規則第六十一号		大分県規則第三十五号
~~~~~						
令和二年三月三十一日付け大分県報号外（四一）に登載の大分県規則中の訂正		ページ	段	行	誤	正
一	上	左から十五		大分県規則第六十二号		大分県規則第三十六号
三	上	左から六		大分県規則第六十三号		大分県規則第三十七号
~~~~~						
令和二年四月一日付け大分県報号外（四三）に登載の大分県規則中の訂正		ページ	段	行	誤	正
一	上	左から十七		大分県規則第六十四号		大分県規則第三十八号
~~~~~						
令和二年四月一日付け大分県報号外（四四）に登載の大分県規則中の訂正		ページ	段	行	誤	正
一	上	左から十一		大分県規則第六十五号		大分県規則第三十九号
一	下	右から七		大分県規則第六十六号		大分県規則第四十号
二	上	左から十四		大分県規則第六十七号		大分県規則第四十一号
二	下	左から十三		大分県規則第六十八号		大分県規則第四十二号
三	上	右から十		大分県規則第六十九号		大分県規則第四十三号
三	下	左から十一		大分県規則第七十号		大分県規則第四十四号
~~~~~						
令和二年四月一日付け大分県報号外（四八）に登載の大分県規則中の訂正		ページ	段	行	誤	正
一	上	左から七		大分県規則第七十一号		大分県規則第四十五号